

●発行/令和6年1月1日

●発行所/津山市森林組合

本 所 岡山県津山市沼596番1地
〒708-0824 TEL.0868-23-1283
FAX.0868-23-1276

加茂支所 岡山県津山市加茂町桑原297-10
〒709-3923 TEL.0868-42-3124
FAX.0868-42-4417

皆伐・再造林を推進し 地域振興を図ろう

迎春



第74回全国植樹祭プレ記念植樹集合写真（5年生）
津山市立鶴山小学校（令和5年12月6日）

木育授業風景

目 次

◆ごあいさつ	2
◆組合員の皆様へ	2
◆総代選挙 当選者の決定について	3
◆理事会報告	3
◆役員任期満了に伴う選任について	4

ごあいさつ



代表理事組合長

竹花 祐治



新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、ご家族そろって輝かしい初春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、当組合の運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

なお、これまで大拡大しております新型コロナウイルスについては概ね収束しつつある一方で、昨年末からインフルエンザによる学級閉鎖や医療機関での受診が拡大しております。組合員の皆様におかれましては健康管理に万全を期していただきたいと思います。

さて、森林・林業施策に関しましては、森林経営管理法に基づく手続きに関し、津山市当局は専門に処理するための組織の設置に本腰であるとのことであり、設置されれば広範囲での所有山林についての意向調査が進められることとなるものと考えます。また、他方では、民法の相続関係部分の改正や土地の国庫帰属制

度が動き出しております。組合員の皆様におかれましては、所有森林等の管理・経営についての様々な選択肢があります。が、森林を所有していることの意義・役割を多方面から捉えていただきたいと思います。

本年5月には、第74回全国植樹祭が、57年ぶりに岡山県で開催されます。当森林組合におきましては、その機運を盛り上げ県全体として、天皇皇后両陛下をお迎えし、成功を期すために、市内45の小・中・高・大・学校全生徒約13千人に対して、プレ植樹と森林の意義等を木育教育活動として展開（表紙写真参照）しております。最寄りの学校において生徒などが手作りした横断幕を目にされるのではと思います。組合員の皆様に置かれましては、理解と協力をお願いしたいと思います。

もう一点、令和6年度津山市の予算編成にあたり、要望書の提出もさせていただきました。

それらの実現に当たり取り組むべき課題は山積されておりますが、津山市等関係機関と連携を密にし、一歩ずつ歩みを進める考えであります。

最後になりますが、組合員の皆様のご健勝ご多幸、そして森林・林業の活性化等を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

組合員の皆様へ

◆ 今年も種駒の取り扱いを始めました。是非、ご利用下さい。 ◆

商品名	規格	金額(税込)	規格	金額(税込)
椎茸(にく丸)種駒(森式)	1000駒入	4,565円	500駒入	2,530円
なめこ(中生種)種駒(森式)	1000駒入	4,565円	500駒入	2,530円
平茸種駒(森式)	1000駒入	4,565円	500駒入	2,530円
平茸オガ菌(森式)	900cc	1,265円		

※種駒については在庫が一時的に不足している場合があります。お問い合わせの上ご来組下さい。組合にてプロ仕様の刈払機・チェーンソー（共立・新ダイワ・ハスクバーナー・スチール等）等の取り扱いをしております。又、山林用スパイク地下足袋、防振手袋、チップソー、パーク堆肥他取り扱いがございます。お気軽にお問い合わせ下さい。

組合員の名義変更手続きについて

組合員の方が死亡された場合には、死亡後90日以内に相続加入の手続きをお願いします。手続きが90日を経過した場合も相続加入（90日以上経過によるもの）で対応させていただきますのでご連絡をください。町内会及び各種団体、地区名で加入をされている代表者の変更があれば届出をお願いします。

組合員脱退につきましては、令和6年1月末迄に組合員脱退予告書を提出してください。出資金の減額につきましても、令和6年1月末迄に出資金減口申込書を提出して下さい。

◆ ご不明な点がございましたら 総務課 (TEL.0868-23-1283) へ お問い合わせ下さい。

◆ 総代選挙 当選者の決定について ◆

総代の任期満了に伴う総代選挙を規程により実施致しましたが立候補締切日の1月29日無投票により当選者が決定致しました。総代選挙の実施につきましては総代及び組合員各位に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

総代の任期は令和5年12月24日より令和8年12月23日までの3年間となっております。今後共に組合運営に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

第1選挙区 (74名)		第1選挙区 (74名)	
水政藤藤福廣能鍋中内高清大内内宇宇 島宗原田田戸勢島司藤田水塚田田治治 秀純 成欽士満俊誠和和義人雅長義孜 樹生知男也郎穂次郎則真夫美章男昭郎	新加茂地区 定数十七	渡和山水能西田只竹坂賤小岡池芦 瀬田本島勢矢中友内手田原 田谷 啓文宏公勸 栄正信芳昌幸文憲 静二夫司雄策匡治憲夫男紀男俊男	上加茂地区 定数十五
第2選挙区 (76名)		第1選挙区 (74名)	
竹末齊角影内上今有赤 内田藤野山田原石元堀 良敏與信憲克 順治 治紹人一道己正敬一之	勝北地区 定数十七	山森藤原仁中寺常武杉神角岡岡上 本元木田木塚元藤元田田野田高 茂諭幸丈正久修政光祥光伯 俊 篤憲志治徳史郎示志弥男弘親勉幸	西加茂地区 定数十五
第2選挙区 (76名)		第2選挙区 (76名)	
高柿井安安赤 橋内口藤東松 利弘裕史孝国 夫次文明次幹	高野その他 定数十六	山山真早西谷谷高高曾須宰香梶井 本本木瀬川名山山根江務山岡上 哲哲克郷雅秀繁弘勝義正 博克和 也敬己実康彦美道好夫信弘道彦正	滝尾神原地区 定数十五
第3選挙区 (100名)		第2選挙区 (76名)	
西長豊友銅田田田高頭實頃小兼大上安 本森田實山村口口口山利近安島田谷山東 京健和英軍敬 浩和和真靖剛達節英順孝 平樹彦一治悟進二正志二幸誌也夫人司師	高田地区 定数二十三	山山真早西谷谷高高曾須宰香梶井 本本木瀬川名山山根江務山岡上 尚敏 大治浩民蒼正勝昭康安剋 之郎毅輔政二男美治義正正徳宏稔	大崎・河辺地区 定数十五
第3選挙区 (100名)		第3選挙区 (100名)	
杉繁河大畝一池 山定原林岡柳田 良正昭 蔵 深豪三直一強證	田邑二宮 定数十一	三真前福福田谷清柴古鞍北北勝片小 加鍋原原田原口水田森懸原原山川 博博博義拓雄直孝泰由陽正寛 英 信徳之弘司介之行弘則三則次敏之稔	東西吉田その他 定数十六
第3選挙区 (100名)		第3選挙区 (100名)	
山松松松政春原近實小國北片片尾小岡岡岡氏井 崎永岡尾安名田本成 博孝兆知敏 一 功章恵 淳照良總隆厚雄誠 (順不同) 護明人之章勝豊也繁悟慈次兆勇司將一尚彦志人作	久米地区 定数二十一	矢神藤福平日馬田田高杉沢河大 山谷澤本井笠場淵淵橋本 本上 幸 史庄 修 俊 勝幸修康陽 史衛郎司守司深彦潔敏一治伸之	佐良山福岡地区 定数十五

理事会報告

次の事項について審議し、決定しました。

開催日：令和5年10月23日

- ①岡山県常例検査の役員に対する口頭講評
- ②総代選挙について
- ③その他



開催日：令和5年12月6日

- ①令和5年度上半期決算について
- ②職員の年末賞与支給について
- ③利益相反契約の承認について
- ④組合員の加入・脱退について
- ⑤その他



● 総代の皆様へ

役員の任期満了に伴う選任について

現理事・監事の任期は令和6年6月開催予定の通常総代会までとなっており、役員選任規程により推薦された候補者について総代会で議決することとなります。

役員選任につきましては、選挙区ごとに推薦委員会を開催し候補者を選任いただきますが、下記の役員選出適格基準・常勤役員の定年等に関する内規（平成19年6月25日施行）を踏まえ、選任いただきますようお願い申し上げます。

● 役員選出適格基準内規

森林組合の役員は、森林組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有するものでなければならず、役員としての資質、管理者としての能力を有しているかどうかを十分勘案して選出しなければならない。

なお、法令等の規定に基づく就任制限に該当しない者並びに兼職・兼務規定に該当しない者で、規程を遵守できる者であることはいうまでもない。

このため、以下に津山市森林組合の内部規定として「役員選出適格基準」を定める。

1. 森林組合の事業を率先して利用している者

森林組合は、その事業を通して組合員に奉仕することを本旨とするのであり、役員となる人は地域にあって森林組合の事業を率先して利用することで森林組合の事業のあり方についての認識を深め、事業運営に対する課題認識を有し尚組合員資格を役員選任期前年の12月末までに有する者であること。

2. 健康な者で、満年齢が75歳未満

森林組合を巡る厳しい経営環境の中で役員という責任ある地位に就任し、その職責を全うするため、また業務執行の硬直化を防止するためには、何より役員自身が健康であることがもとめられる。

「注」①健康とは、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態。

②75歳未満は4月1日現在。

3. 個人的な利害にとらわれず、森林組合全体のことを考えている者

森林組合は、組合員をその存立基盤においているが、地域のコミュニケーションセンターとしての役割も担い、事業展開においては高度な公益性が要請されている。このため、役員には森林組合全体の奉仕者として行動がもとめられる。

4. 森林組合に対して多額な固定化債務を有していない者

役員となる者は、森林組合の事業を率先して利用することは言うまでもないが、利用に当たっては、当然ながらルールを遵守しなければならない。組合を利用し、金銭債権、売掛債権等が延滞・固定化し、保証債務を長期間負っている等は、いわば役員としての基本的責務たる法令等遵守（コンプライアンス）に違反していることになる。役員には、組合員・利用者の模範となる健全な森林組合との取引を有していることが求められる。

5. 地域森林・林業の振興に貢献し、組合員に信頼され、反社会的勢力の介入に厳格な対応のとれる者

森林組合は森林・林業振興のための協同組織であり、組合員との意思疎通をよくし、反社会的勢力に対しては信念をもって排除する姿勢を有していなければならない。役員は、社会に貢献する組織としての協同組合運動、森林林業生産活動に率先垂範して行動することが求められる。

6. 森林組合は組合員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的としており、役員は事業の遂行に当り公正な立場を有することが求められる。この為に組合事業の推進に当り、法に定める競業となりうる業務を行う者及び他の団体役員の兼職は禁ずることとする。

7. 職務上、知り得た業務の秘密が守れる者

森林組合の役員になることで組合員の資産・信用・プライバシーに関する種々の情報に接する機会が増えることになる。これについては、役員在任期間中はもちろん、退任後においても他人に漏らしてはならない。地域でそのような信頼を得ている者が役員に選出されることが求められる。

8. 常勤役員となる者は、組合員からの信頼が高く、管理・監督者としての経験、専門的能力を有し、リーダーシップを十分発揮できる行動力のある者。

森林組合を取り巻く社会環境変化に対応して、スピードをもった的確な判断と決断ができ、実務に精通し、協同組合運動者として、情熱を持ち、明確なビジョンによる組合経営の維持・発展を行うことが求められる。

9. 役員は選任規程の定めにより選任されるが、総代が役員候補者となることは、その職務上好ましくなく役員の推薦に当り留意されることが求められる。

● 常勤役員の定年等に関する内規

（常勤役員の就任年齢）

第2条 常勤役員の就任年齢は、次のとおり定める。

- 1 組合長満72歳未満
- 2 常勤理事満70歳未満

（常勤役員の任期（重任期間））

第3条 常勤役員の任期は、常勤役員それぞれの就任期間で3期9年間を超えることができない。

（就任年齢の計算日）

第4条 第2条の常勤役員の就任年齢は、役員選任総代会の日の属する年の4月1日現在における満年齢とする。